

国保の「給付」の種類

いったん全額自己負担したとき(療養費の支給)

次のような場合は、いったん全額自己負担となりますが、健康保険課窓口で払い戻しの申請を行うと、審査を経て、自己負担分を除いた額が払い戻されます。

| 療養費対象 | 申請に必要なもの※個人番号と以下のもの |
|---------------------------------------|---|
| 不慮の事故や旅先で急病になり保険証を持たずに診療を受けたとき | ①保険証 ②印かん ③領収書 ④診療報酬明細書(レセプト) |
| 手術などで輸血に用いた生血代 (お医者さんが必要と認めた場合) | ①保険証 ②印かん ③医師の診断書か意見書 ④輸血用生血液受領証明書 ⑤血液提供者の領収書 |
| 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき | ①保険証 ②印かん ③医師の診断書か意見書 ④領収書 |
| はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき (医師の同意が必要) | ①保険証 ②印かん ③医師の同意書 ④明細がわかる領収書 |
| 骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき | ①保険証 ②印かん ③ 明細がわかる領収書 |
| 海外渡航中に診療を受けたとき (治療目的の渡航は除く) | ①保険証 ②印かん ③診療内容の明細書と領収書(外国語で作成されている場合は日本語の翻訳文が必要) |